

千葉県省エネ最適化診断支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地球温暖化対策を推進するため、省エネ最適化診断を受診した中小企業者等に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者をいう。
- (2) 共同住宅 一棟の建物が、共有部分を除き、構造上、数個の部分に区画され、各区画がそれぞれ独立して住居に供される住宅をいう。
- (3) 本社 本店登記及び本社機能（総務、経理その他の事業の統括を行う部門）があり、代表取締役が常駐する事務所をいう。
- (4) 事業所 工場又は事務所その他の事業場をいう。

(補助事業)

第3条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内に所在する事業所及び共同住宅（以下「事業所等」という。）において実施する省エネ最適化診断（一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断その他の診断に要する費用に国の補助金が充当されている省エネルギー診断をいう。以下同じ。）を受診した事業（当該受診を完了した日が、第6条の規定により補助金の交付を申請する年度の4月1日から当該申請をする年度の2月19日までであるものに限る。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度に補助事業を実施し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税（延滞金を含む。）の滞納がないこと。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 市内に所在する事業所を所有し、市内に本社を有する中小企業者であること。
 - イ 市内に所在する分譲マンションの管理組合であること。
 - ウ 市内に所在する民間賃貸住宅の建物所有者であること。
- (3) 規則第4条の2各号に規定する者でないこと。

(補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとする。

（交付の申請）

第6条 規則第3条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、千葉市省エネ最適化診断支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）申請者が第4条第2号アに該当する場合は、次の書類

ア 申請者が当該申請に係る事業所等の所有者等であることを確認できる書類

イ 申請者が市内に本社を有する中小企業者であることを証するものであって、次に定めるもの

（ア）申請者が法人である場合 法人登記事項証明書

（イ）申請者が個人である場合 事業を営んでいることを証明する書類

（2）申請者が第4条第2号イ又はウに該当する場合は、次の書類

ア 申請者が当該申請に係る共同住宅の所有者又は管理者であることを確認できるものであって、次に定めるもの

（ア）分譲マンション 申請者が管理組合の代表者であることを証する書類

（イ）民間賃貸住宅 登記事項証明書（建物）

イ 当該申請に係る建物が共同住宅であることを証する書類（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認済証等）

（3）省エネ最適化診断の受診費用に係る領収書の写し

（4）診断結果報告書の写し

（5）その他市長が必要と認める書類

（申請の取下げ）

第7条 前条の規定により補助金の交付の申請をした者が、当該申請を取り下げる場合は、千葉市省エネ最適化診断支援事業補助金交付申請取下書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

（交付等の決定）

第8条 規則第6条の規定による通知は、千葉市省エネ最適化診断支援事業補助金交付決定兼額確定通知書（様式第3号）によるものとする。

2 規則第4条第3項の規定による通知は、千葉市省エネ最適化診断支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）によるものとする。

（交付の請求）

第9条 規則第16条第1項の規定による交付請求書は、千葉市省エネ最適化診断支援事業補助金交付請求書（様式第5号）によるものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、規則第17条第1項に定めるもののほか、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）この要綱の規定に違反したとき。

（2）前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、千葉市省エネ最適化診断支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、その者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 規則第18条第1項の規定による補助金の返還の命令は、千葉市省エネ最適化診断支援事業補助金返還命令書（様式第7号）によるものとする。

2 前項の規定に関わらず、補助金の交付の取消しが天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

（協力の要請）

第12条 市長はこの要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者に対し、事業効果等に関する資料の提供その他の協力を要請することができる。

（その他）

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月21日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助金の額
省エネ最適化診断の受診に係る費用	補助率：補助対象経費の10/10 補助上限額：21,000円